

## **社会福祉法人札幌報恩会 役員等及び会計監査人の報酬並びに費用弁償に関する規程**

### **(目 的)**

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌報恩会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等（評議員、評議員選任・解任委員、理事及び監事、苦情対応第三者委員《以下「役員等」とする。》）及び会計監査人の報酬等並びに費用弁償について定めるものとする。

### **(役員等の定義)**

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 役員等は、評議員、評議員選任・解任委員、理事及び監事、苦情対応第三者委員をいう。
- (3) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 会計監査人は、評議員会で選任された公認会計士である。
- (6) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### **(報酬等の支給)**

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- (2) 理事長及び非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 苦情対応第三者委員については、費用を弁償する。
- (4) 役員等が理事会及び評議員会への出席、評議員選任・解任委員会への出席については、費用を弁償する。または役員等が法人の委員会に出席する場合は、費用を弁償する。
- (5) 会計監査人には、職務遂行の対価として、契約により報酬を支給することができる。

#### (報酬等の算定方法)

- 第4条 理事長に対する報酬については、別表第1に定める額とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬については、別表第2に定める額とする。
  - 3 苦情対応第三者委員に対する費用は、別表第3に定める額とする。
  - 4 交通費は、法人給与規程の通勤手当に準じるものとする。
  - 5 会計監査人の報酬は、契約に基づきこれを支払う。

#### (報酬等の支給方法)

- 第5条 理事長及び非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度または支払い事実が発生したのち、速やかに本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

#### (出張旅費)

- 第6条 理事長及び非常勤役員等が、法人業務のため出張する場合及び研修会等の出席は、事業所業務のための出勤（勤務時間は一日原則8時間以内とする。）扱いとする。またこの場合、法人旅費規程を適用することができる。
- 2 評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程を適用することができる。

#### (公表)

- 第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

- 第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

- 第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年6月10日より施行する。
- 2 この規程は、令和元（2019）年6月22日から施行する。

## 別表第 1

### (1) 理事長

業 務	費用弁償費	
理事会等会議への出席	日額 6,000円	
業 務	報酬の額	交通費
上記の他、法人及び事業所業務のための出勤（勤務時間は一日原則8時間以内）	時給 5,000円	公共交通機関を利用したときの実費

## 別表第 2

### (1) 評議員

業 務	費用弁償費	
評議員会への出席	日額 6,000円	
業 務	報酬の額	交通費
上記の他、法人及び事業所業務のための出勤	日額 6,000円	公共交通機関を利用したときの実費

### (2) 理事

業 務	費用弁償費	
理事会等会議への出席	日額 6,000円	
業 務	報酬の額	交通費
上記の他、法人及び事業所業務のための出勤（勤務時間は一日原則8時間以内）	時給 3,000円	公共交通機関を利用したときの実費

### (3) 監事

業 務	費用弁償費	
理事会、評議員会等への出席	日額 6,000円	
業 務	報酬の額	交通費
上記の他、監事監査等法人及び事業所業務のための出勤（勤務時間は一日原則	時給 5,000円	公共交通機関を利用したときの実費

8時間以内)		
--------	--	--

(4) 評議員選任・解任委員

業 務	費用弁償費	
評議員選任・解任委員会等への出席	日額 6,000円	
業 務	報酬の額	交通費
上記の他、法人及び事業所業務のための出勤	日額 6,000円	公共交通機関を利用したときの実費

別表第3

(1) 苦情対応第三者委員の費用弁償

業 務	費用弁償費	
苦情対応第三者委員が法人業務に出席した場合の費用弁償	日額 3,000円	